

## 令和6年度しがの漁業担い手グループ支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、びわ湖の漁業と伝統的食文化について、漁業担い手ならではの技術や知識、ノウハウを活かし、一般消費者の知識と関心を高め、滋賀県独自の湖魚を食べる食文化の普及および継承を図ることを目的に、滋賀県漁業協同組合連合青壮年会およびその他の主として漁業者で構成される団体が実施する取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象および補助率等)

第2条 補助の対象となる経費および補助率は別表に定めるところによる。

### (交付申請書の添付書類等)

第3条 規則第3条に規定する交付申請書の様式および添付書類は、別記様式第1号のとおりとし、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 補助金の交付を申請しようとする者は、申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

### (申請の取下げ)

第4条 規則第7条第1項に定める申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知のあった日から起算して15日を経過した日までとする。

### (変更の承認)

第5条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容につき別表に定める重要な変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をしようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

### (実績報告書の添付書類等)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書および添付書類は、別記様式第3号のとおりとし、知事に提出するものとする。

- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の翌日から起算して1箇月を経過した日、または補助金の交付の決定のあった年度の3月25日のいずれか早い日とする。

### (概算払の請求)

第7条 規則第15条に規定する概算払により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金（概算

払) 交付請求書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税仕入控除税額報告書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第9条 申請者は、第3条の規定に基づく交付申請書の提出、第4条の規定に基づく申請の取り下げ、第5条の規定に基づく事業計画変更承認申請書の提出、第6条の規定に基づく実績報告書の提出、第7条の規定に基づく補助金(概算払)交付請求書の提出、第8条の規定に基づく消費税仕入控除税額報告書の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準処理期間)

第10条 規則第4条の規定による補助金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

2 第5条の規定による変更の承認は、変更承認申請書を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

3 規則第13条の規定による額の確定は、規則第12条の規定による実績報告を受理した日から起算して30日以内に行うものとする。

(帳簿等の保存期間)

第11条 事務に関する帳簿および書類を当該事業終了の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度事業について適用する。

別表（第2条および第5条関係）

事業名	補助対象者	補助対象経費	補助率等	重要な変更
しがの漁業担 い手グループ 支援事業	① 滋賀県漁業協同組 合連合青壮年会	湖魚に関する普及宣伝(出前授 業、体験漁業等)、販売促進(イ ベント出展等)、調査・研修活 動(湖魚商品の企画開発、先進 事例視察等)、その他湖魚の消 費拡大につながる活動の実施 および企画運営に要する次の 経費  ・旅費 ・報償費(講師等) ・需用費(資料、事務用品、食 器、教材、チラシ印刷等) ・役務費(保険料、調査・分析、 通信費等) ・使用料(施設使用料、出展料 等) ・職員費ほか  ただし、職員費については、本 事業に専任する者にかかる経費 に限る。	1/2 以内 (上限 300 千円)	補助対象事 業 費 の 30%を超え る減
	② 湖魚の販売や湖魚 食の普及に意欲的 に取り組む団体で、 主として単独漁協 の漁業者で構成さ れるもの	湖魚に関する普及宣伝 (PR 活 動、体験漁業等)、販売促進(イ ベント出展、小売事業等)、そ の他湖魚の消費拡大につな がる活動の実施および企画運 営に要する次の経費  ・旅費 ・報償費(講師等) ・需用費(資料、事務用品、食 器、梱包材、チラシ印刷等) ・役務費(保険料、通信費等) ・使用料(施設使用料、出展料 等) ・職員費ほか  ただし、職員費については、本 事業に専任する者にかかる経費 に限る。	1/2 以内 (上限 200 千円かつ下 限 50 千円 ※)	同上

※採択する団体は4者を上限とする。5者以上の申請があった場合は、審査により採択者を決定する。また、複数の申請があり、かつ交付申請額の合計が200千円を超える場合、合計金額が200千円以内となるよう、交付額の調整を行う。なお、調整が生じた場合も、1者あたりの交付額は50千円を下回らないものとする。

令和6年度しがの漁業担い手グループ支援事業補助金  
交付申請書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者 住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名  
発行責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先電話番号

令和6年度において、下記のとおりしがの漁業担い手グループ支援事業を実施したいので、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定に基づき、次の関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

関係書類

- 1 事業計画書（様式1号関係の1）
- 2 収支予算書（様式1号関係の2）
- 3 役員名簿

様式1号関係の1

1 事業計画書

(1) 事業者名

(2) 事業の目的

(3) 事業の内容 (実施方法・体制、実施期間等)

(4) 事業の効果

(5) 経費の配分

事業名	補助事業に 要する経費	負担区分		備考 (積算内訳)
		県	事業主体	
しがの漁業担い手 グループ支援事業				
合計				

(6) 事業完了予定年月日

様式1号関係の2

2 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備 考
県 費 補 助 金 事 業 主 体 負 担 金				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備 考
しがの漁業担い手グループ支援事業				
計				

令和6年度しがの漁業担い手グループ支援事業  
計画変更承認申請書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者 住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名  
発行責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け滋水第 号で補助金の交付決定の通知があった令和6年度しがの漁業担い手グループ支援事業について、下記のとおり変更したいので、令和6年度しがの漁業担い手グループ支援事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

- (注) 1 記の記載方法は、別記様式第1号関係(事業計画書)の様式に準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容および経費の配分と変更後の事業の内容および経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略する。

令和6年度しがの漁業担い手グループ支援事業  
実績報告書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

報告者 住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名  
発行責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け滋水第 号で補助金の交付決定の通知があった令和6年度しがの漁業担い手グループ支援事業について、下記のとおり実施しましたので、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

1. 事業の目的
2. 事業の内容（実施方法・体制、実施期間等）
3. 事業の効果
4. 経費の配分

事業名	補助事業に要した経費	負担区分		備考 (積算内訳)
		県	事業主体	
合計				

5. 事業完了年月日

6. 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備 考
県 費 補 助 金 事 業 主 体 負 担 金				
計				

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備 考
計				

令和6年度しがの漁業担い手グループ支援事業補助金  
(概算払) 交付請求書

金 円

補助金交付決定額 円  
既受領額 円

年 月 日付け第 号で交付決定の通知があった令和6年度しがの漁業担い手グループ支援事業補助金を上記のとおり交付されるよう、令和6年度しがの漁業担い手グループ支援事業補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

請求者 住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名  
発行責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先電話番号

令和6年度しがの漁業担い手グループ支援事業補助金  
消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

報告者 住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名  
発行責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け滋水第 号で補助金の交付決定の通知があった令和6年度しがの漁業担い手グループ支援事業補助金について、令和6年度しがの漁業担い手グループ支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |                               |   |   |
|-------------------------------|---|---|
| 1. 年 月 日付け滋水第 号による補助金の額の確定通知額 | 金 | 円 |
| 2. 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額        | 金 | 円 |
| 3. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額     | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額(3-2)              | 金 | 円 |